

令和2年度税制改正の概要 参考資料

令和元年12月



復興庁

Reconstruction Agency

新たなステージ 復興・創生へ

1. 復興特区関係及び福島関係

- | | | | |
|-----|--|-----|---|
| (1) | 復興特区税制及び福島特措法税制に関する所要の措置 | ... | 1 |
| | 【参考】現行の復興特区税制の概要 | ... | 2 |
| (2) | 帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長 | ... | 3 |

復興特区税制及び福島特措法税制に関する所要の措置

改正概要

- 復興・創生期間後の復興特区税制について、次期通常国会において復興特区法を改正し、対象地域を重点化するための規定を設け、その上で、令和3年度税制改正においては課税の特例を踏まえた適用期限の延長等を行う。
- 福島県については、復興特区税制の対象地域の見直しにあわせ、次期通常国会において福島特措法を改正し、福島イノベーション・コースト構想の推進及び風評対策に係る課税の特例の規定を設け、その上で、令和3年度税制改正においては課税の特例を踏まえた税制措置を講ずる。

施策の背景

○令和2年度税制改正大綱(令和元年12月12日)(抄)

第一 令和2年度税制改正の基本的考え方

6. その他

(3) 東日本大震災からの復興

東日本大震災からの復興に関し、次期通常国会における復興・創生期間後に向けた東日本大震災復興特別区域法及び福島復興再生特別措置法の見直しに当たり、復興の進捗状況を踏まえ、復興特区税制について対象地域を重点化するとともに、福島特措法税制について福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積及び風評払拭に係る課税の特例の規定を設ける。

○「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針(令和元年12月20日閣議決定)(抄)

II. 「復興・創生期間」後の基本方針

2. 復興を支える仕組み

(2) 法制度

① 東日本大震災復興特別区域法

- ・ 復興特区税制について、津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、東日本大震災復興特別区域法を改正し、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を行うことについて検討する。

② 福島復興再生特別措置法

- ・ 復興特区税制の対象地域の見直しにあわせ、福島復興再生特別措置法を改正し、福島イノベーション・コースト構想の産業集積に向けた取組の加速化や風評被害などの課題に対応した税制措置等を検討する。

【参考】 現行の復興特区税制の概要

(1) 被災地の雇用機会の確保のための税制上の特例措置

復興産業集積区域内において、雇用に大きな被害が生じた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う個人事業者又は法人を対象とした以下の措置。

いずれか選択適用

特別償却 又は 税額控除 (法37条)	特別償却			選択 適用 ↔	税額控除(※1)		
	取得等時期 資産等区分	H28.4.1~ H31.3.31	H31.4.1~ R3.3.31		取得等時期 資産等区分	H28.4.1~ H31.3.31	H31.4.1~ R3.3.31
	機械装置	50% (即時償却)	50%・34% (即時償却)		機械装置	15% (15%)	15%・10% (15%)
建物等	25% (25%)	25%・17% (25%)	建物等	8% (8%)	8%・6% (8%)		

※1 税額控除は、税額の20%が限度。但し、4年間の繰り越しが可能。
※2 復興特区法に規定する「東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域」である。復興産業集積区域が存在する143市町村のうち、沿岸部の35市町村。(以下についても同様)

赤字は雇用等被害地域(※2)を含む市町村の区域内に限る。括弧内は福島県の率。

法人税等の 特別控除 (法38条)	雇用等している被災者に対する給与等支給額の税額控除(※3)	
指定日	H28.4.1~H31.3.31	H31.4.1~R3.3.31
控除率	10% (10%)	10%・7% (10%)

※3 指定後5年間、税額の20%が限度
赤字は雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限る。括弧内は福島県の率。

新規立地 促進税制 (法40条)	新設法人(※4)の再投資等準備金積立額の損金算入(指定後5年間、所得金額を限度)	+	再投資等した場合には即時償却 (再投資等準備金残高を限度)	指定を受ける際の投資規模要件	
				大企業	中小企業者等
初年度 3億円	※4 雇用等被害地域を含む市町村の区域内及び福島県内に限る。			初年度 3億円	①初年度3千万円又は ②最大3年間で5千万円

研究開発 税制(法39条)	開発研究用資産について取得価額の34%を特別償却(雇用等被害地域を含む市町村の区域内の中小企業者等(※5)については50%)(福島県は即時償却)	+	左記開発研究用資産の償却費の一部を税額控除(税額の60%が限度)	※5 租税特別措置法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者又は同項第9号に規定する農業協同組合等。

(2) 被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等(法41条)

住宅に大きな被害が生じた地域の復興居住区域内における被災者向け優良賃貸住宅供給事業者に対し、特別償却(25%)又は税額控除※6(8%)
(R2.4.1以降に取得等するものについては、特別償却(17%)又は税額控除※6(6%)(福島県除く) (※6 税額の20%が限度。但し、4年間の繰り越しが可能。)

(3) 出資に係る所得控除(法42条)

まちづくり会社や特産品開発等地域の復興に貢献する事業を行う者として指定された株式会社(復興指定会社)への個人の出資に係る所得控除(指定後5年間)

(4) 地方公共団体の地方税に係る課税免除又は不均一課税による減収に対する補填措置(法43条)

復興産業集積区域内における(1)の地域の雇用機会の確保に寄与する事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合の地方公共団体の減収に対し、震災復興特別交付税により補填。(事業税・固定資産税は投資から5年)

取得等時期	H28.4.1~H31.3.31	H31.4.1~R3.3.31
減収補填の上限額	10/10(10/10)	10/10・3/4 (※7) (10/10)

※7 課税免除を行った場合の減収額に3/4を乗じた額を減収補填の上限額とする(地方公共団体の不均一課税率がその範囲内であれば震災復興特別交付税により全額措置)
赤字は雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限る。括弧内は福島県の率。

帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長

改正概要

- 帰還環境整備推進法人が実施する土地集約化事業のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例措置について、**適用期限(令和元年12月31日)を3年間延長し、令和4年12月31日までとする。**

改正後の特例の内容

- 避難解除区域等内において帰還環境整備推進法人(※)に対して土地等を譲渡した場合等に、以下の特例措置を適用する(赤字部分は今回改正部分)。

(※) 避難指示の対象となった12市町村において、まちづくりや帰還環境整備の面で行政の機能を補完する団体として当該12市町村が指定する一般社団法人等。

(1) 公共施設(※)の整備に関する事業(公共施設整備事業)のために帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等

- 帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合 (※) 駐車場、駐輪場、集会施設、休憩施設、案内施設、道路、公園、緑地、広場

【所得税・個人住民税】 譲渡所得からの1,500万円特別控除

【法人税】 1,500万円損金算入

【登録免許税】 所有権移転登記(本則2%→1%)

地上権設定等の登記(本則1%→0.5%)

〔令和4年3月31日まで〕

【不動産取得税】 課税標準からの土地の価額の1/5控除

- 帰還環境整備推進法人が土地及び償却資産を取得した場合、又は、帰還環境整備推進法人に土地及び償却資産の管理を無償で委託した場合

【固定資産税・都市計画税】 課税標準を1/3に減額〔令和4年3月31日まで施設整備完了分につき5年間〕

(2) 帰還する住民の生活及び地域経済の再建の用に供するために土地を集約して適正な形状、面積等を備えた一団の土地(おおむね500㎡以上)とする事業(土地集約化事業)のために帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合

【所得税】 軽減税率(2,000万円以下:15%→10%)

【個人住民税】 軽減税率(2,000万円以下:5%→4%)

【法人税】 法人重課(5%)の免除〔課税停止中〕

〔令和4年
12月31日まで〕

【登録免許税】 所有権移転登記(本則2%→1%)

地上権設定等の登記(本則1%→0.5%)

〔令和4年
3月31日まで〕

